

目 次

商品改定について	2	その他の保障	
「ささえ愛」の商品内容	3	携行品損害保障	15
月額保険料表	5	ホールインワン等費用保障	15
		賃貸住宅保障	16
基本契約			
ケガの保障	7	保険金請求のご案内	17
賠償責任保障	7	加入申込票記入例	19
(日常生活賠償保障／受託物賠償責任保障)		ご加入内容確認事項	21
所得の保障			
所得保障	8	あらまし(注意事項)	24
長期所得保障	8	重要事項のご説明	48
医療の保障			
★医療保障	9	生活サポートサービスのご案内	53
オプション		全国電力生活協同組合連合会からのお知らせ	54
五大疾病入院保障	9		
入院一時金保障	10		
疾病手術保障	10		
ガン保障	11		
成人病保障	11		
抗ガン剤治療保障	12		
高度医療保障	12		
疾病退院後通院保障	13		
療養保障	13		
介護一時金保障	14		
介護年金保障	14		

ささえ愛の特長

中部電力生活協同組合員の皆さまとご家族の生活を守るための保険制度です。

保険料最大約59%割引	全国約21万人の加入者がささえ愛の大きな制度です。
生命保険料控除対象	保障によっては所得税・住民税の所得控除が受けられます。
簡単・便利なお支払い	保険料引落口座の設定いらず、毎月の保険料は生協登録口座からの自動引落としです。
役立つ保険	2022年度の中部地区の保険金支払件数は約12,800件です。
ご家族をまとめて保障	組合員本人はもちろん、配偶者、子ども(別居の場合は未婚の子のみ)、両親(同居別居問わず*)、その他の同居親族まで、ご家族まとめてご加入いただけます。 ※基本契約ファミリーセットは同居の場合のみ加入可能、医療保障・医療オプションは同居別居を問わず加入可能
退職後も継続加入OK	中電生協組合員であれば退職後も継続加入いただけます。
シニア世代も入りやすい 医療保障・医療オプション	組合員本人と配偶者は75歳まで、両親は69歳まで新規加入OK。 100歳まで継続可能。

- このパンフレットでは「疾病特約付団体普通傷害保険特約付普通傷害保険」を「疾病特約付普通傷害保険」、「疾病特約付団体普通傷害保険特約」を「疾病特約」と表記している場合があります。
- このパンフレットでは「補償」を「保障」と、「加入申込票兼健康状況告知書兼解約依頼票」を「加入申込票」と表記している場合があります。

2024年度 ささえ愛(総合医療保障プラン)商品改定について

改定は改定年度(2024年12月1日)以降すべてのご契約が対象となります

改定① 割引率の改定

新型コロナウイルス感染症による保険金支払いの増加に伴い、損害率が悪化し割引率が従来の最大約62%割引から最大約59%割引となります。改定により保険料がアップしていますが、一般でご加入いただく場合に比べ大変有利であることは変わりませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

改定② 医療オプション「高度医療保障」の改定 **NEW**

高度医療保障の保険金額が従来の「**1,000万円**」から「**2,000万円**」に引き上げられます。

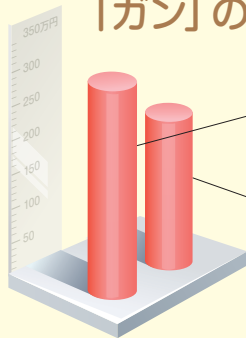
なお、改定に伴う保険料の変更はありません。 万一の際に高額な自己負担が発生する可能性のある「先進医療」・「患者申出療養」・「拡大治験」への備えとして、ご加入を検討ください。

保障内容	(先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金)		月額保険料	各年令共通 60円 ○保険料の変更はありません
	改定前	改定後		
	(保険期間を通じて) 高度医療の 実費 1,000万円 限度	(保険期間を通じて) 高度医療の 実費 2,000万円 限度		

保障選びのワンポイントアドバイス

「**高度医療保障**」で**高度医療(先進医療・拡大治験・患者申出療養)**に備えましょう。
特に「ガン」の先進医療にかかる技術料は**高額**となる場合があります。

「ガン」の先進医療にかかる技術料例



重粒子線治療 約**314万円**(年間実施件数:462件)

陽子線治療 約**266万円**(年間実施件数:824件)

出典:厚生労働省保険局「先進医療会議 資料」
令和5年度(対象期間:令和4年7月1日~令和5年6月30日)実績報告



「先進医療」とは、治療を受けた日時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りです。)をいいます。先進医療の種類および実施医療機関については厚生労働省のホームページでご確認ください。

改定③ 携行品損害保障 保険金算定方法の変更

携行品損害保障の保険金算定方法が、従来の「時価」から「再調達価額(新価)」へ変更となります。割引率の改定とあわせてオプションの保険料が昨年よりアップします。支払保険金算定時に、損害のあった携行品の購入価格と購入時期から時価を算出し、支払保険金を計算していましたが、2024年12月1日以降に発生した事故から、再調達価額を限度*に支払保険金を計算します。

*再調達価額とは、損害が発生した時点の保険の対象と同一のものを再取得するのに必要な金額をいいます。損害額が1個・1対・1組あたり10万円が限度になります。